平成30年10月1日より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超える居宅サービス計画について、保険者への届出が必要となりました。

|  |
| --- |
| 厚生労働大臣が定める回数 |

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 基準回数 | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

|  |
| --- |
| 届出の時期及び期限 |

　利用者の同意を得て交付（作成又は変更）した居宅サービス計画より、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、速やかに届け出てください。

|  |
| --- |
| 添付書類 |

1. アセスメント表

2. 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

　 ※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの。

※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記

載したページのみの提出で可。

3. 訪問介護計画書の写し

※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの。